

「ふじさわ障がい者プラン2032（仮称）」 策定支援業務委託仕様書

1 目的

「障害者基本法」第11条の3に基づく市町村における「障がい者計画」、「障害者総合支援法」第88条に基づく市町村における「障がい福祉計画」及び「児童福祉法」第33条の20に基づく市町村における「障がい児福祉計画」の3つの計画を一体とした「ふじさわ障がい者プラン2032（仮称）」の策定を実施するにあたり、障がい者本人及びその家族等を対象とした聞き取り調査及び全市的なアンケート調査を実施し、障がい児者等の詳細な日常生活上の困りごと、施策ニーズ、福祉サービスの利用状況や今後の利用意向、利用上の問題などを把握する。

また、本市における障がい児者のための施策に関する基本的な計画及び障がい福祉サービスや地域生活支援に必要な支援体制の基盤整備等を充実させることにより、障がい児者の福祉の向上を図る。

2 業務の視点

令和8年度に行う「ふじさわ障がい者プラン2032（仮称）」策定（以下「プラン策定」という。）の準備として、国・県・本市の動向や現状、現行データ等を的確に把握する。

業務の中心となる、当事者・家族、サービス提供事業者に対する聞き取り調査（以下「聞き取り調査」という。）及び障がい者等のニーズに関するアンケート調査（以下「アンケート調査」という。）については、令和4年度に実施した聞き取り調査及びアンケート調査の内容等を踏まえ、経年変化の分析を行うとともに、新たな視点も加味したアンケート調査の実施、分析及び報告書の作成を行う。

また、これらの基礎資料の分析及び報告書作成に際しては、基礎資料の内容や国・県の動向、聞き取り調査及びアンケート調査により把握した地域性や独自性に加え、ふじさわ障がい者プラン検討委員会（以下「計画検討委員会」という。）の意見等を踏まえ、令和8年度に本格的に実施する計画策定を見据え、国・県の動向や現状、本市の状況を熟考し、情報の整理・分析を行う。

3 業務委託の条件

国・県の動向や現状等の把握、計画検討委員会の意見収集、聞き取り調査及びアンケート調査結果、令和4年度に実施した聞き取り調査及びアンケート調査結果を加味し、令和8年度中に実施する計

画策定を見据え、報告書の作成を行う。

4 業務内容

(1) 聞き取り調査

ア 聞き取り調査の実施

委託者が配布した事前ヒアリングシートを基に、委託者が指定した聞き取り調査対象者（1団体3～5名程度 18団体）と日程調整を行い、感染症対策及び各障がい等への合理的配慮を考慮し、聞き取り調査を実施すること。

イ 聞き取り調査で得たデータの入力、分析

ウ 報告書等の作成

(2) アンケート調査

ア アンケートの設計における専門的な知見からの助言等

イ アンケート調査の実施・集計・分析における支援

各障がい等への合理的配慮を考慮し、アンケート調査は実施すること。

ウ 報告書等の作成

(3) プラン策定に向けた課題と方向性の検討報告書の作成

聞き取り調査及びアンケート調査報告書とは別に提出する。詳細については、「8 報告書等」のとおりとする。

(4) 会議の運営支援

受託者は、計画検討委員会の事前の資料作成について支援する。

なお、計画検討委員会には受託者も出席し、議事録の作成等の運営支援を行う。

(5) 委託者との打合せ

5 業務スケジュール

(1) ふじさわ障がい者プラン検討委員会

2025年（令和7年）	
6月2日	第1回ふじさわ障がい者プラン検討委員会
8月4日	第2回ふじさわ障がい者プラン検討委員会
11月10日	第3回ふじさわ障がい者プラン検討委員会
2026年（令和8年）	
1月26日	第4回ふじさわ障がい者プラン検討委員会

(2) 聞き取り調査

2025年（令和7年）	
6月～7月上旬	事前ヒアリングシートの配布及び回収（委

	託者による)
7月上旬	各団体等への聞き取り調査日程調整
7月上旬	事前ヒアリングシート回答データの引き渡し
7月上旬～8月下旬	当事者・家族団体及びサービス提供事業者の聞き取り調査
7月上旬～9月下旬	聞き取り調査等の集計・分析
2026年(令和8年)	
3月31日(最終期限)	聞き取り調査報告書を提出

(3) アンケート調査

2025年(令和7年)	
7月	障がい者等のニーズに関するアンケート調査の基本設計(素案作成)
8月上旬	第2回計画検討委員会において、アンケート案を提示し、意見聴取
8月下旬～9月下旬	計画検討委員会委員からの意見を反映させ、アンケート調査案の修正
11月上旬	第3回計画検討委員会へアンケート調査修正案を提示し、意見聴取
11月上旬～11月下旬	計画検討委員会委員からの意見を反映させ、アンケート調査案を確定
11月下旬～12月下旬	アンケート調査実施
2026年(令和8年)	
2026年(令和8年)1月～3月上旬	アンケート回収・集計・分析
3月31日(最終期限)	アンケート調査報告書を提出

6 アンケート調査

ふじさわ障がい者プランに関するアンケート調査を実施するものとする。

なお、以下の調査設計は前回調査を参考にしたものであり、委託者と協議の上で調査方法・規模等を変更することは妨げない。

(1) アンケート調査の対象及び調査方法

ア 調査対象者

(ア) 調査対象者 A：18 歳以上で市内に住民票があり、障がい者手帳をお持ちの方、自立支援医療を受給されている方、発達障がい、高次脳機能障がい、難病の方。

(イ) 調査対象 B：18 歳未満で市内に住民票があり、障がい者手帳をお持ちの方、自立支援医療を受給されている方、発達障がい、高次脳機能障がい、難病の方の保護者。

イ 調査対象者数

(ア) 調査対象者 A：1, 500 人

(イ) 調査対象者 B：500 人

(ウ) 合計：2, 000 人

(想定回収率は 50%：1, 000 人とする。)

ウ 抽出方法

対象者の抽出については、委託者が住民基本台帳により、調査対象者 A 及び B の中から無作為抽出（発達障がい者、高次脳機能障がい者及び難病の一部については、関係団体や相談支援事業所、地域活動支援センターに抽出を依頼）する。

エ 調査項目

約 60 問

(2) アンケート調査の設計

受託者は、調査の設計支援を行う。設計にあたっては、計画検討委員会での意見等を踏まえ、委託者と十分に協議する。

(3) 調査依頼状、調査票、WEB ページ（インターネット）上による回答方法に関する文書、返信用封筒及びお礼状兼督促状の作成、印刷

ア 受託者は、委託者と協議し、調査票に同封する依頼状（A4 判片面 1 枚）の文面を作成した後、必要部数を印刷する。視覚障がいのある人には確認ができるよう封筒に点字シールを張ること。

イ 調査票の用紙は、A4 判（両面印刷）で 20 枚程度、設問数 60 問程度のものとし、必要部数を印刷する。

ウ WEB ページ（インターネット）上による回答方法に関する文書には、文面に URL 及び QR コードを記載し、必要部数を印刷する。

エ 受託者は、委託者が支給する送付用封筒（定形外封筒（角 2））に必要事項を印刷する。

また、返信用封筒（定型内封筒（長 3））については、必要部

数の作成及び印刷を行う。なお、郵送に関する費用については、受託者が負担する。

オ 受託者は、調査票作成に際しては、ユニバーサルデザインフォントを使用するなど可能な限り読みやすいフォントを使用すること。

カ 受託者は、障がいの有無に限らず調査票に回答できるように、パソコン上で音声化が可能となり、かつ音声化したときにアンケートとしてわかりやすい調査票を準備し、必要に応じて委託者に資料を渡すこと。

(4) WEB ページ（インターネット）上での回答に関する設計

ア 受託者は、調査対象者が郵送に代わりインターネット経由でも回答できるよう、調査票と同内容のWEB ページを作成し、回収する。

イ WEB ページは次の要件を満たすものとする。

(ア) 調査対象者の個人情報の漏えいやプライバシー侵害の発生を防止すること。

(イ) セキュリティを確保し、ウイルス等の感染を防止すること。

(ウ) 複数回答やデータ改ざん等の不正行為を防止すること。

ウ WEB ページはパソコンのほかに、スマートフォンやタブレット端末からも回答ができるようにすること。

エ サーバー等は受託者が用意したものを使用すること。

オ WEB ページでの回答にあたっては、回答中に一時保存ができるようにすること。

カ 調査票にID等のナンバーを印刷するなどの方法により、郵送による回答とWEB ページでの回答による同一者から重複回答の有無を識別できるようにする。

キ WEB ページによる回答の回収に要する費用（WEB ページの作成、管理）は受託者の負担とする。

(5) 調査票等の発送及び回収

ア 調査票等の発送及び返信用封筒の料金受取人払いの申請手続きは委託者が行う。

イ 調査票の回収先は藤沢市役所（障がい者支援課）とし、締め切り後に受託者に引き渡す。

(6) 回収した調査票データの入力・集計・分析

ア 受託者は、開封、点検及びデータ入力を行う。自由回答についても文字入力し、内容を整理する。

イ 受託者は郵送による回答とWEB ページでの回答による同

一者からの重複回答の有無を確認する。回答が重複していた場合は、委託者との協議により、いずれか一方を有効な回答として取り扱い、必要に応じて無効とされた回答から回答内容を補充することも可とする。

- ウ 受託者は、集計計画表を作成し、委託者と協議した上で、単純集計、クロス集計を行い、データを分析する。分析結果について、グラフや表を駆使し、報告書原稿を作成する。校正は最低２回以上行うものとし、「８ 報告書等」に示す成果品として納品する。

７ 業務の期間

契約締結日から２０２６年（令和８年）３月３１日まで

８ 報告書等

（１）聞き取り調査報告書の作成

- ア 聞き取り調査報告書データ １式
イ 聞き取り調査報告書冊子 ６０部
ウ 聞き取り調査報告書概要版データ １式
エ 調査結果データ １式
※ 音声データ、会議録データ、ローデータ、集計表（単純集計表、クロス集計表）、報告書原稿（概要版含む）

（２）市民アンケート調査報告書の作成

- ア 市民アンケート調査報告書データ １式
イ 市民アンケート調査報告書冊子 ６０部
ウ 市民アンケート調査報告書概要版データ １式
エ 調査結果データ １式
ローデータ、集計表（単純集計表、クロス集計表）、報告書原稿（概要版含む）
オ 回収した調査票 １式
※ 受託者は、アからオの完成後、速やかに委託者に納品するものとする。アからエについては、ＣＤ－Ｒ等の電子媒体を使用し提出するものとする。

（３）次期計画策定に向けた課題及び方向性検討報告書の作成

調査結果により把握した地域性や独自性に加え、国・県の動向、本市基礎資料の内容や計画検討委員会の意見等を踏まえ、次期計画の策定に向け、現行計画の見直しの要点整理及び改善提案について、報告書としてまとめるものとする。

（４）その他

ア 報告書等については、環境に配慮した紙を使用することが望ましい。

イ 成果品については、すべて委託者に帰属し、委託者の承諾を得ずに他に公表したり、貸与したりしてはならない。

ウ データは直接印刷が可能な解像度の完成原稿の形（PDF）についても格納するものとする。また、編集が可能であるデータ形式（MS-Word、MS-Excel、MS-PowerPoint等）で原稿及びその添付図（グラフ・図形・写真等）、根拠資料等一式を納入するものとする。データは整理してWindows対応の電子媒体（CD-R等）に格納するものとする。

9 実施方法

計画検討委員会の進捗状況に鑑み、市と協議の上業務を遂行すること。

10 事業計画の提出

受託者は委託契約後速やかに聞き取り調査等に係る事業計画について市長に提出するものとする。

11 損害の負担

受託者は、業務の履行上発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、委託者からの指示を受け、自己の責任において処理し、損害を負担しなければならない。ただし、その損害が委託者の責任に帰する理由の場合においてはこの限りではない。

12 再委託の禁止

受託者は、業務の全部又は一部を第三者に委託し又は請負わせてはならない。ただし、一部でかつ、業務の主要な部分を除き、あらかじめ委託者の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

13 事業報告

受託者は、2026年（令和8年）3月31日までに、委託者に対し事業報告書を提出する。

14 帳簿等の保存

受託者は、事業における出納帳及び前項に規定する事業報告書等を5年間保存しなければならない。

1 5 個人情報 の 守 秘 義 務

受託者は、業務上知り得た個人情報については漏洩してはならない。また、委託終了後及び契約解除後についても守秘義務を伴うものとする。

1 6 指 示 事 項

- (1) 受託者は、業務等の担当者のうちから責任者を1名選び、常に従事者の監督に当たらなければならない。
- (2) 受託者は、委託者と打合せを行った後は、打合せで決定した事項を整理した記録を作成し、提出しなければならない。
- (3) 受託者が業務を遂行するうえで、本市の資料が必要な場合は、資料借用書（借用資料名、冊数、借用期間の記載があるもの）を作成し、提出しなければならない。
- (4) 受託者は、別紙「データの保護及び機密の保持等に関する仕様書」に規定する責務を履行しなければならない。
- (5) 受託者は、藤沢市地球温暖化対策実行計画の趣旨を理解し、第3章の各取組項目を実施するよう努めること。

1 7 そ の 他

- (1) この仕様書等に定めのない事項またはこの仕様書に疑義が生じたときは、藤沢市契約規則（昭和37年藤沢市規則第46号）に定めるところによるほか、その都度協議して決めるものとする。
- (2) 契約金額に係る消費税及び地方消費税については、業務完了日における消費税法及び地方税法の税率を適用する。
- (3) 委託者は、業務期間中いつでもその業務状況の報告を求めることができるものとし、受託者は、その求めに応じなければならない。
- (4) 受託者は、業務従事者の雇用にあたっては、労働基準法等の労働関係法令を遵守すること。
- (5) 受託者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）に定めるもののほか、藤沢市における障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領第4条及び第5条の趣旨並びに藤沢市職員サポートブックの内容を踏まえ、障がい者に対する適切な対応を行うこと。

以 上